

◇納税証明書を申請する方へのお知らせ◇

「本人確認」の方法が変わります (平成30年4月1日から実施)

茨城県では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆さまの個人情報保護を図るために、申請時の「本人確認」をより厳格に行いますので、ご協力とご理解をお願いいたします。

◇対象となる納税証明書

- 税額等の証明（様式第40号の4（ア））
- 未納がないことの証明等（様式第40号の4（イ））

◇窓口でご用意いただく本人確認書類

窓口で納税証明書の申請をする際、次の「本人確認書類」をご用意ください。
なお、代理人が申請する場合は、代理人の「本人確認書類」をご用意ください。

1点の提示で足りるもの	<p>① 官公署が発行した身分証明書等で顔写真を貼り付けたもの</p> <p>【例】個人番号カード、運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、旅券（パスポート）等 ※税理士等であることを証する書類のうち、顔写真付きのものは①と同様に扱います。</p>
2点以上の提示が必要なもの	<p>② 官公署が発行した身分証明書等で顔写真を貼り付けていないもの</p> <p>【例】各種健康保険証、写真の貼付のない住民基本台帳カード、国民年金手帳、国民年金・厚生年金保険又は船員保険の年金証書、共済年金又は恩給の証書 等 ※税理士等であることを証する書類のうち、顔写真のないものは②と同様に扱います。</p>
②+② 又は ②+③で ご提示ください。	<p>③ その他の本人名義の書類（②の1点と組み合わせで確認）</p> <p>【例】学生証（顔写真付き）、社員証（顔写真付き）、公共料金の領収証書（領収日から1年以内のもの）、国税又は地方税の納税通知書（発行後1年以内のもの）、国税又は地方税の領収書（領収日から1年以内のもの）、金融機関のキャッシュカード、金融機関の預（貯）金通帳、クレジットカード、タスポカード、税理士等の補助者又は事務員であることを証する書類（顔写真付き）、その他県税事務所長が適当と認める書類</p>

- ※1 税理士等とは税理士、行政書士、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、社会保険労務士、弁理士及び海事代理士をいいます。
- ※2 有効期限のある本人確認書類は、有効期限内のものに限ります。
- ※3 申請書又は委任状に記載されている住所・氏名が確認できる書類を提示してください。
- ※4 代理人が税理士等の場合で委任状の住所が税理士等の証票に記載されている住所（事業所住所等）の場合は、確認書類に税理士等の証票を提示してください。

◇お問い合わせ先

事務所名	電話番号	事務所名	電話番号
水戸県税事務所	029-221-6670	常陸太田県税事務所	0294-80-3313
常陸太田県税事務所高萩支所	0293-22-2019	行方県税事務所	0299-72-0041
土浦県税事務所	029-822-7203	土浦県税事務所稲敷支所	029-892-6111
筑西県税事務所	0296-24-9184	筑西県税事務所境支所	0280-87-1120